*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【一般則】技術基準適合表（第一種製造者　移動式製造設備）

＜対象ガスの例＞

液：液化ガス　燃：可燃性ガス　毒：毒性ガス　酸：酸素ガス　特不：特定不活性ガス

特：特殊高圧ガス　ア：アセチレンガス　五ヒ：五フッ化ヒ素等　三窒：三フッ化窒素

空：圧縮空気　エ：酸化エチレン　水：水素

＜高圧ガス保安法　法律第８条第１号関係＞

**製造施設の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ８ | １ | １ |  | 製造施設の場所 | * 製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積した場所の付近にないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ２ |  | 警戒標  【参照】例示基準１ | **対象外：在宅酸素療法用（120L未満の容器から２L以下の容器への充塡用設備）**   * 製造作業中、外部から見えやすいように警戒標を掲げること | 添付資料  No. |
|  |  | ３ |  | 第６条の準用 | * **一般則第６条第１項第11号から第13号**の基準に適合すること**［別表１］** |  |
|  |  | ４ | 燃  酸  特不  三窒 | 消火設備  【参照】例示基準31 | * 消火設備を適切な箇所に設置すること | 添付資料  No. |
|  |  | ５ |  | 容器置場（第６条の準用） | * **一般則第６条第１項第42号**の基準に適合すること**［別表１］** |  |

**［別表１］**一般則第６条第１項の準用

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | １ | 11 |  | 耐圧試験  【参照】製造細目告示４条  例示基準７ | ・耐圧試験の試験方法を示すこと   * 完成検査までに耐圧試験の結果等を示すこと * 認定品等（大臣認定者試験品、KHK検査品、特定設備検査品等）の場合は、完成検査までに認定証等を示すこと   ※機器一覧表等に、認定等の有無を記載する | 添付資料  No. |
|  |  | 12 |  | 気密試験  【参照】製造細目告示５条  例示基準７ | * 気密試験の範囲及び試験方法を示すこと * 完成検査までに気密試験の結果等を示すこと   ※フローシート等に、試験範囲を図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 13 |  | 高圧ガス設備の強度  【参照】例示基準８ | * 構造図、強度計算書等を添付すること   ※強度計算に使用した箇所（最小肉厚部）を図示する   * 認定品等の場合は、完成検査までに認定証等を示すこと * 例示基準又は特定則の規定に基づく強度計算ができない構造を有する高圧ガス設備の場合、強度の確認方法を示すこと | 添付資料  No. |
| 容器及び容器置場 | | | | | | |
|  |  | 42  イ |  | 容器置場の明示及び警戒標  【参照】例示基準１ | * 外部から見やすいように警戒標を掲示すること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ロ | 燃  酸 | 容器置場の階数 | * 可燃性ガス及び酸素の容器置場は一階建とすること（断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く） * 圧縮水素（充塡圧力20MPa以下のもの）のみ、又は酸素のみの場合（不活性ガスを同時に貯蔵するものを含む）は二階建以下とすること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ハ |  | 置場距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：  第１種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  第２種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ニ |  | 障壁の設置  【参照】例示基準22 | * ハに規定する置場距離内に保安物件がある場合は、障壁を設置すること   ※障壁の構造図等を示す | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ホ | 燃  酸 | 直射日光を遮る措置  【参照】例示基準34  例示基準35 | * 直射日光を遮るための措置（ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方に解放されることを妨げないものに限る）を講ずること（断熱材で被覆してあるものを除く） * 必要に応じて、シリンダーキャビネットへ収納すること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  へ | 燃  特不 | 滞留しない構造  【参照】例示基準６  県指導指針４(6) [別表３] | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ト | 注１ | 自然発火に対する措置等  【参照】例示基準36 | * ジシラン等が漏えいし、自然発火したときに安全である容器置場とすること * 使用する材料（不燃性又は難燃性材料）を明示し、必要に応じてシリンダーキャビネットへ収納すること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  チ | 特  五ヒ  注２ | 除害措置  【参照】例示基準28  例示基準29  県審査基準４(2) | * ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  リ |  | 二階建の容器置場の構造  【参照】製造細目告示11条の6 | * 告示で定める構造であること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ヌ | 燃  特不  酸  三窒 | 消火設備の設置  【参照】例示基準31 | * 容器置場には適切な消火設備を設置すること   ※消火器の能力や本数を明示する  ※設置位置を図示する | 添付資料  No. |

注１：ジシラン、ホスフィン、モノシラン

注２：亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン、硫化水素を含む

＜高圧ガス保安法　法律第８条第２号関係＞

**製造の方法に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ８ | ２ | １  イ | 燃  毒  酸 | 保安物件との距離 | * 第一種保安物件から15m以上、第二種保安物件から10m以上の離隔すること * 製造、貯蔵の許可及び届出した設備に充塡する場合、受入者と同一敷地内の物件に対しては、この限りでない | 添付資料  No. |
|  |  | １  ロ  ハ |  | 公道までの距離 | **対象： 第7条第2項の圧縮天然ガススタンド及び第7条の2第1項の液化天然ガススタンド内でCNG車に充塡する場合**   * 設備の外面から公道の道路境界線までの距離は、5m以上を確保すること | 添付資料  No. |
|  |  | １  ニ | 液 | 過充塡防止 | **対象： 貯槽に充塡する場合**   * 貯槽の常用温度において、内容積の90％を超えて充塡しないための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | １  ホ | 注１ | 原動機の火花の防止  【参照】例示基準60 | * 製造設備の原動機からの火花の放出を防止するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | １  へ | 燃  毒  酸 | カップリング等  【参照】例示基準61 | **対象：製造設備を使用して貯槽に充塡する場合**   * 製造設備の配管と貯槽配管との接続部において漏えいするおそれがないこと * 危害が生ずるおそれがないように少量ずつ放出した後に配管を取り外すこと | 添付資料  No. |
|  |  | １  ト | 燃  特不 | 静電気の除去  【参照】例示基準30 | **対象：製造設備を使用して充塡する場合**   * 設備から生ずる静電気を除去するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | １  チ |  | 車両容器の車両の固定 | **対象：車両に固定された容器（内容積4000L以上）**   * 車両に固定した容器に高圧ガスを送り出し、又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは、車止め等により車両を固定すること | 添付資料  No. |
|  |  | １  リ |  | 車両に固定された容器への充塡  【参照】県事務処理要綱3 | * 車両に固定された容器（燃料用容器に限る）には、充塡しないこと（第一種製造事業所内又はあらかじめ届け出た場所である場合を除く） | 添付資料  No. |
|  |  | １  ヌ |  | 第６条の準用 | * **一般則第６条第２項第１号ヘ、第２号ヘ、ト、リ、ヌ、ル**の基準に適合すること**［別表２］** |  |
|  |  | ２ |  | 容器置場（第６条の準用） | * **一般則第６条第２項第８号**の基準に適合すること**［別表２］** |  |

注１：シクロプロパン、メチルアミン、メチルエーテル及びこれらの混合物（液化石油ガスとの混合物を含む）

**［別表２］** 一般則第６条第２項の準用

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | ２ | １  ヘ | 三窒 | 充塡容器のバルブの操作 | * 三フッ化窒素の充塡容器等のバルブは、静かに開閉すること | 添付資料  No. |
| 充塡の基準 | | | | | | |
|  |  | ２  ヘ | 酸  三窒 | 油脂類の除去等 | * バルブ、容器及び充塡用配管とバルブとの接触部に付着した石油類、油脂類又は汚れ等の付着物を除去すること * 容器とバルブとの間は、可燃性パッキンの使用しないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ２  ト | 三窒 | 容器充塡場所 | * 容器に充塡する場所に、可燃性物質を置かないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ２  リ  ～  ル |  | 容器の充塡期限管理 | * 一般複合容器は、刻印等で示された年月から15年を経過したものにはガスを充塡しないこと   ※充塡期限管理の方法（バーコードやPOS管理等）を明示する | 添付資料  No. |
| 容器置場の基準 | | | | | | |
|  |  | 8  イ  ロ |  | 容器置場の区分 | * 充塡容器と残ガス容器は区分すること * 可燃性ガス、毒性ガス、酸素の容器等は区分すること   ※容器置場の平面図等に、ガス種毎の配置場所を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | 8  ハ |  | 容器置場に置くことができるもの | * 計量器など作業に必要なもの以外置かないこと | 添付資料  No. |
|  |  | 8  ニ | 注１ | 火気等の制限  【参照】例示基準53 | * 容器置場の周囲２ｍには、火気の使用を禁じ、引火性または発火性の物を置かないこと * 火気等からの距離が２ｍ未満の場合には、火気等から有効に遮る措置を講ずること   ※平面図等に、火気使用制限範囲を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | 8  ホ  へ |  | 容器の温度  【参照】県指導指針４(７)［別表３］ | * 充塡容器等は、常に40℃（超低温容器又は低温容器にあっては，容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと * 圧縮水素運送自動車用容器は、65℃以下に保つこと | 添付資料  No. |
|  |  | 8  ト |  | 転落転倒防止措置  【参照】例示基準54 | **対象：内容積５Ｌ超える容器**   * 転落、転倒を防止する措置を講じ、粗暴な扱いをしないこと | 添付資料  No. |
|  |  | 8  チ | 燃 | 容器置場の燈火 | * 容器置場に携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと | 添付資料  No. |

注１：不活性ガス（特定不活性ガスを除く）及び空気以外のガス

＜高圧ガス保安法　法律第２３条関係＞

**移動に係る事項（車両に固定した容器により高圧ガスを移動する場合）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 49 | １ | １ |  | 警戒標  【参照】例示基準１ | * 車両の見えやすい箇所に警戒標を掲示すること | 添付資料  No. |
|  |  | ２  イ  ハ  ニ |  | 集結容器  【参照】例示基準63  例示基準64 | * 容器相互及び集結容器と車両とを緊結すること * 容器ごとに元弁を設けること * 充塡管に、安全弁、圧力計及び緊急脱圧弁を設けること | 添付資料  No. |
|  |  | ２  ロ  ～  ニ |  | 集合容器  【参照】例示基準63の２  例示基準64 | * 容器とフレーム及び集合容器と車両とを適切に固定すること * 容器ごとに元弁を設けること * 充塡管に、安全弁、圧力計及び緊急脱圧弁を設けること | 添付資料  No. |
|  |  | ３ |  | 一般複合容器等の期限 | * 一般複合容器等であって刻印等により示された年月から15年を経過したもの及び充塡可能期限年月を経過したものは移動に使用しないこと |  |
|  |  | 4 |  | 充塡容器等の温度  【参照】例示基準65 | * 充塡容器等は常に40度以下に保つこと * 液化ガスの場合、温度計、又は圧力計及び温度－圧力換算表を設けること | 添付資料  No. |
|  |  | 5 |  | 充塡容器等の防波板  【参照】例示基準66 | * 液化ガスの充塡容器にあっては、液面揺動を防止するための防波板を設けること | 添付資料  No. |
|  |  | 6 |  | 高さ検知棒の設置  【参照】例示基準67 | * 地盤面に対し、容器の高さが車両の高さを超える場合は、高さ検知棒を設けること * 検知棒の先端が、容器の頂部より10㎝以上高くなるように取りつけること   ※車両図面等に示す | 添付資料  No. |
|  |  | 7 |  | 主要弁と後バンパとの距離 | **対象：後部取出し式容器**   * 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が40㎝以上であること | 添付資料  No. |
|  |  | 8 |  | 容器と後バンパとの距離 | **対象：後部取出し式容器以外**   * 容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が30㎝以上であること | 添付資料  No. |
|  |  | 9 |  | 附属品操作箱  【参照】例示基準68 | * 容器元弁、緊急遮断装置等は堅固な操作箱の中に収納すること * 操作箱の位置は車両の右側面以外とすること * 操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離が20㎝以上であること | 添付資料  No. |
|  |  | 10 |  | 突出した附属品の損傷防止措置  【参照】例示基準69（可燃） | * 突出した附属品の損傷を防止するための措置を講ずること * 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの場合は、保護枠等の措置を講ずること | 添付資料  No  . |
|  |  | 11 | 燃  毒  特不  酸 | 液面計  【参照】例示基準70 | * 損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと | 添付資料  No. |
|  |  | 12 |  | バルブの開閉  【参照】例示基準71 | * バルブ又はコックには、開閉の方向または開閉状態が容易に識別できるようにすること（浮出し又は表示板の取付け等により明示） |  |
|  |  | 13 |  | 移動開始時及び終了時の点検等  【参照】例示基準72 | * 日常点検を実施し点検表に記録すること |  |
|  |  | 14 | 燃  特不  酸  三窒 | 消火設備及び資材等  【参照】例示基準73 | * 消火設備及び災害防止のために必要な資材及び工具等を携行すること   ※積載する消火器等の能力や本数を明示する  ※携行する資材、工具類のリストを明示する | 添付資料  No. |
|  |  | 15 | 毒 | 毒ガスの保護具及び応急措置に必要な資材等  【参照】例示基準74 | *・*例示基準に記載する保護具を積載すること  ※積載する保護具、資材及び工具類のリストを明示する | 添付資料  No. |
|  |  | 16 |  | 駐車 | **対象：駐車(高圧ガスを受け入れ又は送り出すときを除く)する場合**  ・駐車する場合には、人口密集地を避けること  ・移動監視者又は運転者は、やむを得ない場合を除き、車両を離れないこと |  |
|  |  | 17  イ  ～  ハ | 燃  毒  酸  液水  特 | 移動監視者 | ・規則で定める高圧ガスを移動する場合には、移動監視者をたてる  こと |  |
|  |  | 18 |  | 免状の携帯 | **対象：移動監視者が必要となる場合**  ・移動監視者は、その資格を示す書類を携帯すること |  |
|  |  | 19  イ  ～  ハ | 燃  毒  酸  液水  特 | 事故発生時の連絡措置  【参照】例示基準75 | **対象：移動監視者が必要となる場合**  ・荷送人連絡先、防災事業所一覧、緊急連絡網、事故時の措置等を連絡のための措置を講ずること  ※完成検査までに用意する |  |
|  |  | 20  イ | 燃  毒  酸  液水  特 | 運搬経路 | **対象：移動監視者が必要となる場合**  ・繁華街や人ごみを避けた運転経路を計画すること |  |
|  |  | 20  ロ | 燃  毒  酸  液水  特 | 運転時間 | **対象：移動監視者が必要となる場合**  ・規則で定める条件に該当する場合には、交代運転手をたてること |  |
|  |  | 21 | 燃  毒  酸  特不 | 移動時の注意書の携帯 | ・イエローカード等を携帯すること  ※完成検査までに用意する |  |
|  |  | 22 | 水 | 圧縮水素運送自動車用容器の温度及び劣化防止措置  【参照】例示基準75の2 | ・容器の温度の上昇を防止するための措置を講ずること  ・劣化を防止するための措置を講ずること | 添付資料  No. |

**［別表３］**

＜県指導指針＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指針 | | 対象ガス | 内容 | 対応方法 | 備考 |
| 条 | 号 |
| ４ | ３ | 液酸 | 移動式製造設備と病院建物の距離 | **対象：病院に設置されたＣＥに充塡する移動式製造設備の設置位置**   * 病院の建物から5ｍ以上の距離を確保すること   ※ローリーの停車位置、障壁等を、敷地平面図に明示する | 添付資料  No. |
|  | ４ | 燃 | 高圧ガス設備と火気との距離 | * 高圧ガス設備の周囲2ｍ内における、火気の使用を禁じる措置を講ずること（警戒標の設置や防火壁、障壁の設置等）   ※火気使用制限範囲を敷地平面図等に明示する | 添付資料  No. |